

○財務省告示第八十九号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準を第一号のとおり告示するとともに、同令第二十五条第一項、第四項、第五項及び第七項の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項に規定する特惠受益国等、同条第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品及び同条第三項に規定する特別特惠受益国を定めることとしたので、同令第二十五条第八項の規定に基づき、第二号のとおり告示し、それぞれ令和六年四月一日から適用する。なお、関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国を告示する件（令和五年財務省告示第八十七号）は、令和六年三月三十一日限り廃止する。

令和六年三月三十日

財務大臣 鈴木 俊一

一 関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣

が定める所得水準

令第二十五条第一項第一号イに規定する財務大臣が定める所得水準は、国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において「高所得国」に該当する所得水準とし、同号ロに規定する財務大臣が定める所得水準は、世銀統計において「高中所得国」に該当する所得水準とする。

二 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特惠受益国等、同条第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品及び同条第三項に規定する特別特惠受益国の指定

(一) 令第二十五条第一項の規定に基づき、法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等を、次のとおり指定する。

アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、北マケドニ

ア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、ケニア、コ
トジボワール、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サモ
ア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シリア、
ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントビンセン
ト、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモン、タジキスタン、タン
ザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、ツバル、トーゴ、トケラウ諸島地域、ドミニカ、ドミ
ニカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニウエ、ニカラグア、
ニジエール、ネパール、ハイチ、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、パラグアイ、バンダ
ラデシユ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、米領サモ
ア地域、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビ
ナ、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミクロネシ
ア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モーリシヤス、モーリタニア、モザンビーク、モルディブ、モ
ルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ヨルダン川西岸及びガザ地域、ラオス、リ

ビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレバノン

(二) 令第二十五条第四項の表の第二項の規定に基づき、法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表のとおりとする。

項名	物品	期間
一 （一） フィリピン	四四・一八	令和六年四月一日から
	（二） 南アフリカ共和国	令和九年三月三十一日まで
	一一二二一・九〇―五〇〇 一一二二二・九九―九九〇	

(三) 令第二十五条第五項の規定に基づき、法第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国を、次のとおり指定する。

アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、ツバル、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、東ティモール、ブル

キナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミャンマー、モーリタニア、モザンビーク、ラオス、リベリア、ルワンダ及びレソト

(四) 令第二十五条第七項第二号の規定に基づき、特別特惠受益国でなくなる国及び財務大臣が定める日は、次の表のとおりとする。

特別特惠受益国でなくなる国	財務大臣が定める日
ブータン	令和六年四月一日